

建築行政年報

令和6年度

日田市土木建築部建築住宅課

目 次

1. 建築行政資料

(1) 日田市の概要	1
(2) 都市計画区域・地域	1
(3) 日田市の人口の推移	2

2. 建築行政統計

(1) 総括表	3
(2) 年度別確認申請・計画通知受付件数	4
(3) 建築物の確認申請・計画通知・工事届件数(構造別)	5
(4) 年度別中間検査申請受付件数	6
(5) 年度別完了検査申請受付件数	6

3. 建築審査会

(1) 日田市建築審査会委員	7
(2) 公開による意見の聴取及び建築審査会開催の状況	7
(3) 審査会議案の概要	7

4. 道路位置指定件数

(1) 年度別道路位置指定申請件数	8
(2) 指定道路一覧表	8

5. 定期報告

(1) 特殊建築物の定期報告状況	9
(2) 昇降機等の定期報告状況	9

6. その他

(1) 都市計画区域変更の経過	10
(2) 用途地域変更の経過	10
(3) 用途地域の変遷	11

《用語の説明・資料の説明》	12～13
---------------	-------

1. 建築行政資料

(1) 日田市の概要

市 制 施 行 :	発 足	昭和 15 年 12 月 11 日
	旧 5ヶ町村合併	昭和 30 年 3 月 31 日
	1 市 2 町 3 村合併	平成 17 年 3 月 22 日
行政区域面積 :	666.03 km ²	(令和 7 年 3 月 31 日現在)
人口 :	59,668 人	(令和 7 年 3 月 31 日現在)
世 带 数 :	27,617 世帯	(令和 7 年 3 月 31 日現在)
特定行政庁発足 :	平成 9 年 4 月 1 日	

(2) 都市計画区域・地域 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

都市計画区域面積 : 6,625 ha

用 途 地 域	面 積	建ペイ率	容 積 率	構 成 比
第 1 種低層住宅専用地域	41.0 ha	50 %	100 %	3.29 %
第 2 種低層住宅専用地域	— ha	— %	— %	— %
第 1 種中高層住宅専用地域	67.0 ha	60 %	200 %	5.39 %
第 2 種中高層住宅専用地域	483.0 ha	60 %	200 %	38.83 %
第 1 種住居地域	232.0 ha	60 %	200 %	18.65 %
第 2 種住居地域	52.0 ha	60 %	200 %	4.18 %
田園住居地域	— ha	— %	— %	— %
準住居地域	110.0 ha	60 %	200 %	8.84 %
近隣商業地域	52.0 ha	80 %	200 %	4.18 %
商業地域	108.0 ha	80 %	400 %	8.68 %
準工業地域	75.0 ha	60 %	200 %	6.03 %
工業地域	24.0 ha	60 %	200 %	1.93 %
工業専用地域	— ha	— %	— %	— %
用途指定地区	小 計	1,244.0 ha		100.00 %
無指定地域		5,381.0 ha	70 %	200 %
都市計画区域	合 計	6,625.0 ha		
その他の地域・地区	面 積		備 考	
高度地区	77.7 ha		建築物の高さの最高限度	15 m
準防火地域	180.0 ha			
法第 22 条地域	535.8 ha			

(3) 日田市の人口の推移（合併により平成17年を基準とする）

各年9月30日現在

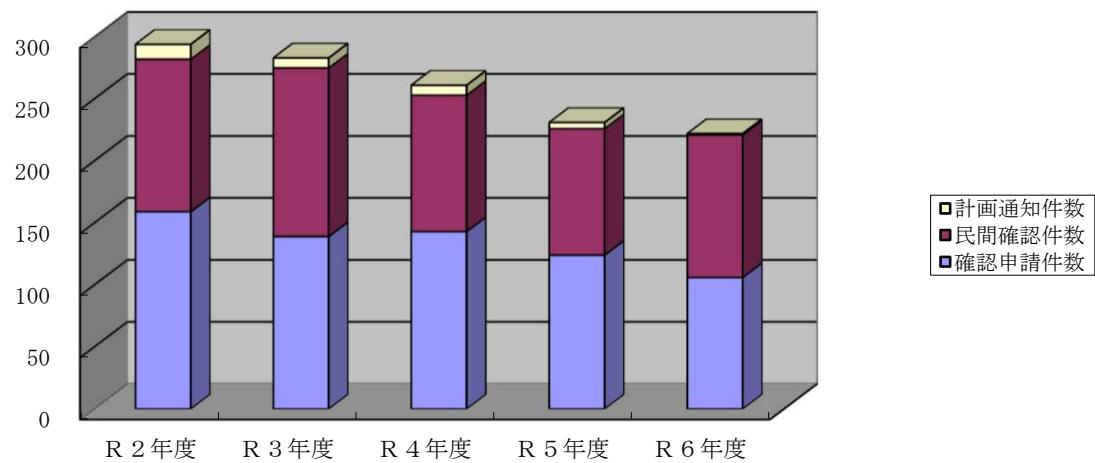
年 次	世 帯 数	人 口			人口の 増 減	人口の 指 数	人口密度 (1km ² 当り)
		総 数	男	女			
平成17年	26,327	75,767	35,830	39,937	—	100.0	114
平成18年	26,380	74,960	35,398	39,562	△ 807	98.9	113
平成19年	26,514	74,350	35,105	39,245	△ 610	98.1	112
平成20年	26,501	73,457	34,604	38,853	△ 893	97.0	110
平成21年	26,510	72,716	34,266	38,450	△ 741	96.0	109
平成22年	26,670	72,307	34,101	38,206	△ 409	95.4	109
平成23年	26,825	71,555	33,734	37,821	△ 752	94.4	107
平成24年	27,082	71,281	33,638	37,643	△ 274	94.1	107
平成25年	27,079	70,434	33,299	37,135	△ 847	93.0	106
平成26年	27,168	69,584	32,916	36,668	△ 850	91.8	104
平成27年	27,183	68,588	32,421	36,167	△ 996	90.5	103
平成28年	27,259	67,792	32,036	35,756	△ 796	89.5	102
平成29年	27,374	67,008	31,711	35,297	△ 784	88.4	101
平成30年	27,327	65,962	31,224	34,738	△ 1,046	87.1	99
令和元年	27,384	65,015	30,761	34,254	△ 947	85.8	98
令和2年	27,416	64,112	30,369	33,743	△ 903	84.6	96
令和3年	27,455	63,159	29,962	33,197	△ 953	83.4	95
令和4年	27,553	62,232	29,617	32,615	△ 927	82.1	93
令和5年	27,605	61,313	29,189	32,124	△ 919	80.9	92
令和6年	27,645	60,339	28,712	31,627	△ 974	79.6	91

*資料提供：市民課窓口サービス係

2. 建築行政統計

(1) 総括表

種 別	年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
確認申請件数		159 件	139 件	143 件	124 件	106 件
計画変更申請件数		3 件	3 件	5 件	3 件	1 件
民間確認検査機関受付確認申請件数		123 件	136 件	110 件	102 件	115 件
民間確認検査機関受付計画変更申請件数		8 件	2 件	6 件	6 件	5 件
計画通知件数		12 件	8 件	8 件	5 件	1 件
計画変更通知件数		0 件	1 件	0 件	0 件	0 件
構造計算適合判定件数		6 件	7 件	0 件	0 件	2 件
工事届件数（確認申請、計画通知対象を除く）		36 件	26 件	23 件	22 件	18 件
許可申請件数		4 件	4 件	0 件	0 件	2 件
認定申請件数		2 件	1 件	1 件	0 件	0 件
仮使用承認申請件数		0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
全体計画認定件数		0 件	1 件	0 件	0 件	0 件
公開による意見の聴取開催回数		0 回	0 回	0 回	0 回	0 回
建築審査会開催回数		0 回	0 回	1 回	0 回	1 回
道路位置指定件数		7 件	9 件	9 件	10 件	3 件
長期優良住宅認定件数		46 件	42 件	48 件	41 件	47 件
低炭素建築物認定件数		6 件	16 件	7 件	0 件	0 件



(表-1) 総 括 表

(2) 年度別確認申請・計画通知受付件数

種別 年度	法6条 第1項第1～3号 建築物	法6条 第1項第4号 建築物	建築物小計	建築設備	工作物	合計
R 2年度	15 (2) (15)	148 (9) (109)	163 (11) (124)	6 (1) (2)	5 (0) (5)	174 (12) (131)
R 3年度	10 (1) (14)	129 (3) (114)	139 (4) (128)	6 (5) (2)	6 (0) (8)	151 (9) (138)
R 4年度	9 (2) (12)	142 (4) (90)	151 (6) (102)	1 (1) (2)	4 (1) (12)	156 (8) (116)
R 5年度	5 (0) (17)	124 (4) (87)	129 (4) (104)	1 (1) (1)	2 (0) (3)	132 (5) (108)
R 6年度	5 (0) (18)	98 (1) (88)	103 (1) (106)	0 (0) (0)	3 (0) (9)	106 (1) (115)

※○は内数で計画通知受付件数を表す

※()は外数で民間確認検査機関受付件数を表す

(3)建築物の確認申請・計画通知・工事届出件数(構造別)

用途	構造	木造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	コンクリートブロック造	その他	小計	合計
専用住宅	新築	141	0	0	0	0	2	143	157
	増改築等	11	0	0	0	0	3	14	
併用住宅	新築	1	0	0	0	0	0	1	3
	増改築等	2	0	0	0	0	0	2	
共同住宅 長屋住宅	新築	11	3	2	0	0	1	17	17
	増改築等	0	0	0	0	0	0	0	
店舗	新築	6	3	0	0	0	0	9	9
	増改築等	0	0	0	0	0	0	0	
事務所	新築	2	2	0	0	0	0	4	8
	増改築等	2	2	0	0	0	0	4	
工場	新築	0	0	0	0	0	0	0	4
	増改築等	1	2	0	0	0	1	4	
デイサービス 保育所等	新築	3	0	0	0	0	0	3	3
	増改築等	0	0	0	0	0	0	0	
その他	新築	5	7	1	0	0	1	14	18
	増改築等	2	0	0	0	0	2	4	
計	新築	169	15	3	0	0	4	191	219
	増改築等	18	4	0	0	0	6	28	

※民間確認検査機関の確認件数を含む

※計画変更申請、計画変更通知を除く

※工作物、建築設備を除く

※その他は、倉庫・公共施設など

(4) 年度別中間検査申請受付件数

種別 年度	法第6条 第1項第1～3号 建築物	法第6条 第1項第4号 建築物	合 計
令和2年度	2 (4)	67 (73)	69 (77)
令和3年度	0 (6)	59 (68)	59 (74)
令和4年度	0 (3)	57 (55)	57 (58)
令和5年度	1 (4)	53 (44)	54 (48)
令和6年度	0 (1)	43 (42)	43 (43)

※ () は外数で民間確認検査機関受付件数を表す

【中間検査対象建築物】

- 階数が3以上である共同住宅の床及びはりに配筋を配置するもの。※平成19年6月20日施行
 - 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造を併用する建築物で一の建築物の工事に係る部分の用途及び規模が次に掲げるもの。
 1. 特殊建築物(法別表第1(一)の項から(四)の項までの(い)の欄に掲げるものに限る)でその用途に供する部分が3階以上の階にあるもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が500m²を超えるもの。
 2. 一戸建ての住宅(兼用住宅、併用住宅を含む)の新築で、延べ面積が100m²を超えるもの。
- ※平成19年4月1日施行

(5) 年度別完了検査申請受付件数

種別 年度	法第6条第1 項第1～3号 建築物	法第6条第1 項第4号建 築物	建築物小計	建築設備	工作物	合 計
令和2年度	11 (8)	128 (96)	139 (104)	6 (1)	4 (6)	149 (111)
令和3年度	11 (12)	129 (101)	140 (113)	5 (2)	4 (6)	149 (121)
令和4年度	5 (6)	134 (97)	139 (103)	4 (2)	4 (5)	147 (110)
令和5年度	9 (12)	117 (74)	126 (86)	1 (1)	3 (4)	130 (91)
令和6年度	2 (17)	105 (86)	107 (103)	0 (0)	2 (5)	109 (108)

※ () は外数で民間確認検査機関受付件数を表す

3. 建築審査会

(1) 日田市建築審査会委員

役職名	氏名	選出区分	職業	委嘱年月日
会長	梅木哲	法律	弁護士	令和5年4月1日
会長代理	十時康裕	経済	日田商工会議所会頭	令和5年4月1日
委員	福島公子	経済	日田商工会議所女性会副会長	令和5年4月1日
委員	野村晋二	建築	(公社)大分県建築士会日田支部長	令和5年4月1日
委員	財津加奈子	都市計画 建築	日田市都市計画審議会委員 (公社)大分県建築士会日田支部副支部長	令和5年4月1日
委員	大平英明	公衆衛生 行政	大分県西部保健所 衛生課 参事兼課長	令和6年4月1日
委員	松川信治	建築 行政	大分県日田土木事務所 企画調査課 主幹(総括)	令和6年4月1日

(2) 公開による意見の聴取及び建築審査会開催の状況

年 度		R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
公開による 意見の聴取	開催回数	0	0	0	0	0	0
	取扱件数	0	0	0	0	0	0
建築審査会	開催回数	1	0	0	1	0	1
	取扱件数	3	5	7	11	0	1

(3) 審査会議案の概要

年度	審査会 年月日	議案
R元	R1.5.14	法第43条第1項ただし書き許可の包括同意物件の報告(2件)
		建築基準法の改正に伴う「法第43条第2項第2号許可 包括同意基準」の見直しについての報告(1件)
R 2	未開催	新型コロナウイルス感染拡大防止のため審査会の開催見送り
R 3	未開催	新型コロナウイルス感染拡大防止のため審査会の開催見送り
R 4	R4.5.24	法第43条第2項第2号許可の包括同意基準物件の報告(11件)
R 5	未開催	同意案件等がなかったため
R 6	R6.8.1	法第43条第2項第2号許可の包括同意基準物件の報告(1件)

4. 道路位置指定件数 (法第42条第1項第5号)

(1) 年度別道路位置指定申請件数

年 度	申請件数 (件)	指定件数 (件)	指定延長 (m)	開発面積合計 (m ²)
R 2	4	7	243. 76	9, 325. 58
R 3	15	9	320. 007	16, 251. 57
R 4	9	9	484. 721	15, 272. 75
R 5	7	10	243. 332	6, 494. 20
R 6	5	3	201. 941	6, 123. 24

(2) 指定道路一覧表

年度	指定番号	指定年月日	道 路 の 位 置	幅 員(m)	延 長(m)	開発面積(m ²)
R 6	5-4	R6. 4. 17	日田市大字日高字上井手1334-1	6.00	44.10	2, 013. 36
	5-7	R6. 8. 5	日田市大字友田字アソノ木1209-2、東土井ノ内1214-1、里道、水路	5.00~6.00	58. 225	1, 869. 46
	6-1	R6. 10. 4	日田市大字庄手字中釣429-3、429-4、430-5、430-6、432-4、里道、水路	6.00	99. 616	2, 240. 42
				計	201. 941	6, 123. 24

5. 定期報告

(1) 特殊建築物の定期報告状況

対象年度	指定件数 (A)	すべき 件数(B)	提出件数 (C)	提出率% (C)/(B)	指 定 物 件
R2	21	21	18	85.71	劇場、映画館又は演芸場・観覧場、公会堂又は
					集会場・百貨店、マーケット、展示場 他
					飲食店又は物品販売業を営む店舗
R3	22	22	18	81.82	旅館又はホテル
R4	43	43	38	88.37	病院、診療所又は児童福祉施設等
R5	19	19	15	78.95	劇場、映画館又は演芸場・観覧場、公会堂又は
					集会場・百貨店、マーケット、展示場 他
					飲食店又は物品販売業を営む店舗
R6	30	26	21	80.77	旅館又はホテル

(2) 昇降機等の定期報告状況

対象年度	種 別	報告すべき件数	報告件数	報告率 (%)
R2	エ レ ベ 一 タ ー	209	195	93.30
	エ ス カ レ 一 タ ー	4	4	100.00
	小 計	213	199	93.43
R3	エ レ ベ 一 タ ー	203	200	98.52
	エ ス カ レ 一 タ ー	4	4	100.00
	小 計	207	204	98.55
R4	エ レ ベ 一 タ ー	204	191	93.63
	エ ス カ レ 一 タ ー	4	4	100.00
	小 計	208	195	93.75
R5	エ レ ベ 一 タ ー	205	197	96.10
	エ ス カ レ 一 タ ー	4	4	100.00
	小 計	209	201	96.17
R6	エ レ ベ 一 タ ー	207	199	96.14
	エ ス カ レ 一 タ ー	4	4	100.00
	小 計	211	199	94.31

6. その他の

(1) 都市計画区域変更の経過

決定及び変更年月日	都市計画区域面積	備考
昭和12年 4月	2.514 ha	日田町と三芳、光岡村の一部が合併し都市計画法の適用を受ける
昭和15年12月11日	11.994 ha	日田町と6村の合併により日田市発足市内全域を都市計画区域とする
昭和27年3月31日		日田市都市計画決定認可 用途地域の指定 (370.5 ha)
昭和30年3月31日		日田市と5村が合併。
昭和31年10月1日	26.902 ha	玖珠町の一部日田市に編入面積の変更
昭和32年6月29日	26.972 ha	面積の変更
昭和43年12月28日	6.625 ha	都市計画区域見直しによる面積の縮小
平成17年3月22日		1市2町3村合併により新日田市発足

(2) 用途地域変更の経過

決定及び変更年月日	用途地域指定面積	備考
昭和27年3月31日	370.5 ha	日田市都市計画決定認可に伴う用途地域の指定
昭和29年2月10日	404.4 ha	用途地域面積の変更
昭和32年3月28日	403.4 ha	用途地域面積の見直し
昭和37年1月14日	120.0 ha	準防火地域の指定
昭和38年3月4日	500.2 ha	用途地域面積の変更
昭和39年12月25日	500.2 ha	用途地域の見直し
昭和48年11月15日	930.3 ha	都市計画法の一部改正による用途地域の全面変更
昭和48年11月15日	140.0 ha	準防火地域の拡大
昭和62年3月31日	1,132.0 ha	用途地域の拡大・変更
昭和62年7月16日	1,132.0 ha	用途地域の見直し
平成8年4月1日	1,244.0 ha	用途地域の細分化による用途地域の拡大・変更
平成30年3月1日	1,244.0 ha	用途地域の見直し、高度地区の見直し
令和元年11月27日	1,244.0 ha	中ノ島地区の一部(2住居・準住居)を近隣商業地域に変更

(3) 用途地域の変遷

(単位: ha)

用途地域	S27年	S27年	S32年	S38年	S39年	S48年	S62年	S62年	H 8年	H30年	R1
第1種住居専用地域						90.0	86.0	79.0			
第2種住居専用地域						284.0	359.0	359.0			
住居地域	246.5	260.3	258.4	281.3	271.6	326.0	427.0	429.0			
第1種低層住居専用地域									42.0	41.0	41.0
第2種低層住居専用地域											
第1種中高層住居専用地域									67.0	67.0	67.0
第2種中高層住居専用地域									484.0	483.0	483.0
第1種住居地域									228.0	232.0	232.0
第2種住居地域									55.0	57.0	52.0
準住居地域									109.0	111.0	110.0
近隣商業地域						48.0	48.0	46.0	52.0	46.0	52.0
商業地域	74.0	94.1	95.0	119.8	123.4	101.0	101.0	108.0	108.0	108.0	108.0
準工業地域	50.0	50.0	50.0	99.1	105.2	81.0	94.0	94.0	75.0	75.0	75.0
工業地域							17.0	17.0	24.0	24.0	24.0
工業専用地域											
合計	370.5	404.4	403.4	500.2	500.2	930.0	1132.0	1132.0	1244.0	1244.0	1244.0

《用語の解説・資料の説明》

資料に出てくる用語等の解説

★ (確認申請が必要な建築物)

対象	説明	対象区域
建築基準法 第6条第1項 第1号建築物	特殊建築物（劇場、病院、旅館、学校、店舗等）で、その用途に供する部分の床面積の合計が200m ² を超える建築物を建築、大規模の修繕・模様替えを行うもの。	市内全域
建築基準法 第6条第1項 第2号建築物	木造の建築物で3以上の階数を有し、又は延べ面積が500m ² 、高さが13mもしくは軒の高さが9mを超える建築物を建築、建築物の大規模の修繕、模様替えを行うもの。	市内全域
建築基準法 第6条第1項 第3号建築物	木造以外の建築物で2以上の階数を有し、又は延べ面積が200m ² を超える建築物を建築、大規模の修繕・模様替えを行うもの。	市内全域
建築基準法 第6条第1項 第4号建築物	1号から3号に掲げる建築物を除き、都市計画区域内において建築物の建築を行うもの。 ※都市計画区域外は「工事届」	都市計画区域内
※ ただし、防火地域、準防火地域外において建築物を増築、改築、移転しようとする場合で、その部分の床面積の合計が10m ² 以内であるものは適用しない。		防火地域外 準防火地域外

★ (その他確認申請が必要な建築物等)

種類	説明	対象区域
計画通知	国、県、建築主事を置く市町村が建築主として、建築物を建築、建築物の大規模の修繕・模様替えを行う場合においては、「法第6条」の確認申請の規定は適用せず、「法第18条」の規定により当該工事に着手する前に、その計画を建築主事に通知しなければならない。	
計画変更	確認後に計画を変更して建築物を建築する場合	安全側への変更は確認不要
工作物 及び 建築設備	① 煙突等の工作物 <ul style="list-style-type: none"> ・ 煙突>高さ6m ・ 鉄筋コンクリート造の柱・鉄柱・木柱>高さ15m ・ 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔など>高さ4m ・ 高架水槽、サイロ、物見塔>高さ8m ・ 擁壁>高さ2m ② 遊戯施設（高架設置、原動機使用回転遊戯施設など） ③ 製造施設、貯蔵施設等（汚物処理場、ごみ焼却場など） ④ 昇降機等 <ul style="list-style-type: none"> ・ エレベーター ・ エスカレーター など 	市内全域

★ (用語の説明)

用語	説明
工事届	建築主が建築物を建築しようとする場合又は建築物の除却の工事を施工する者が、建築物を除却しようとする場合は、その旨を建築主事を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。
特殊建築物	規模、構造等に関係なく用途によって判断される。不特定多数の人が利用する施設や、火災等の危険性が大きい施設または周辺環境に配慮する必要のある都市施設等。(学校、体育館、病院、集会場、百貨店、遊技場、旅館、共同住宅、工場、倉庫など)
新築	計画建築物の敷地が、さら地(既存の建築物を解体して、さら地とする場合も含)であり、その敷地に建築する場合は新築として分類
増築	計画建築物の敷地に既存の建築物が存在し、その敷地に計画建築物を建築する場合は別棟であっても、増築として分類
許可申請	一般に制限又は禁止している事項について、特定の場合に法律の範囲内で解除すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定行政庁が判断し許可するもの(災害時の応急仮設建築物等) ・ 建築審査会の同意を得て許可するものなど(敷地の接道義務等)
仮使用承認申請	特殊建築物等を新築する場合、又は、これらの建築物の増築、改築、大規模な修繕、及び大規模な模様替え等の工事で、避難施設等に関する工事を含む場合には、法第7条5項による検査済証の交付を受けるまでは、災害を防止するため当該建築物の使用は制限されますが、特定行政庁が安全上、防災上及び避難上支障がないと認めて仮使用を承認したときは、仮に使用することができる。